

社援発1125第2号
老発1125第5号
令和6年11月25日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」の一部改正について

標記の国庫補助金の協議については、平成21年2月13日雇児発第0213001号、社援発第0213003号、老発第0213001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日以降発生 of 災害（別紙 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領2（1）イについては、令和6年6月21日以降発生 of 災害）から適用することとしたので通知する。

については、貴管内の社会福祉法人等（各都道府県知事におかれては管内市町村を含む。）に対する本通知の周知につき配慮願いたい。

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領</p> <p>1 被災状況の報告等</p> <p>災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」<u>（令和6年11月6日付子成事第719号・社援発1106第4号・障発1106第1号・老発1106第1号）</u>の2（1）及び2（2）①に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、社会・援護局福祉基盤課あて報告すること。</p> <p>2 被災後の事務処理</p> <p>（1）協議の対象事業及び対象経費</p> <p>ア 協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。 ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。</p> <p>イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上であること。 <u>ただし、交付要綱に定める施設及び「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日付会発第0621第1号）」別表1の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については複合施設ごとに80万円以上であること。</u></p> <p>（2）～（5）略</p> <p>3 略</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領</p> <p>1 被災状況の報告等</p> <p>災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」<u>（令和5年10月11日付子成事第529号・社援発1020第1号・障発1020第1号・老発1020第1号）</u>の2（1）及び2（2）①に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、社会・援護局福祉基盤課あて報告すること。</p> <p>2 被災後の事務処理</p> <p>（1）協議の対象事業及び対象経費</p> <p>ア 協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。 ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。</p> <p>イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上であること。</p> <p>（2）～（5）略</p> <p>3 略</p>

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領一部改正 新旧対照表

別紙 社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設		別紙 社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設	
施設名等	施設名等	施設名等	施設名等
社会福祉施設等		社会福祉施設等	
保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設	保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設
老人福祉施設	授産施設 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設	老人福祉施設	授産施設 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設
老人保健等施設	老人介護支援センター（※） 介護老人保健施設 介護医療院 <u>訪問看護事業所</u> 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス	老人保健等施設	老人介護支援センター（※） 介護老人保健施設 介護医療院 <u>訪問看護ステーション</u> 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設	身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設
<u>女性自立支援施設等</u>	<u>女性自立支援施設</u> 一時保護所	<u>婦人保護施設</u>	<u>婦人保護施設</u> 一時保護所
障害者支援施設等	<u>女性相談支援センター</u> 障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所	障害者支援施設等	<u>婦人相談所</u> 障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領一部改正 新旧対照表

<p>その他の社会福祉施設等</p>	<p>共同生活援助事業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 福祉ホーム 社会事業授産施設 隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター 日常生活支援住居施設 盲人ホーム 地域福祉センター 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 へき地保健福祉館（※） 在宅複合型施設 小規模多機能型居宅介護事業所 <u>夜間対応型訪問介護事業所</u> 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 市町村障害者生活支援センター</p>	<p>その他の社会福祉施設等</p>	<p>共同生活援助事業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 福祉ホーム 社会事業授産施設 隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター 日常生活支援住居施設 盲人ホーム 地域福祉センター 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 へき地保健福祉館（※） 在宅複合型施設 小規模多機能型居宅介護事業所 <u>夜間対応型訪問介護ステーション</u> 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 市町村障害者生活支援センター</p>
<p>（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。 様式第1号～2号 略</p>		<p>（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。 様式第1～2号 略</p>	

(参考 改正後全文)

雇児発第0213001号
社援発第0213003号
老発第0213001号
平成21年2月13日
第一次改正 省 略
第二次改正 省 略
第三次改正 省 略
第四次改正 省 略
第五次改正 省 略
第六次改正
社援発0607第10号
老発0607第1号
令和6年11月6日
社援発1125第2号
老発1125第5号

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

標記については、被災施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、令和6年4月1日以降発生 of 災害（別紙 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領2（1）イについては、令和6年6月21日以降発生 of 災害）から適用することとしたので、了知のうえ、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成20年3月31日以前に発生した災害については、従前の例による。

別 紙

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災状況の報告等

災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和6年11月6日付こ成事第719号・社援発1106第4号・障発1106第1号・老発1106第1号）の2（1）及び2（2）①に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、社会・援護局福祉基盤課あて報告すること。

2 被災後の事務処理

（1）協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。

ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上であること。

ただし、交付要綱に定める施設及び「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日付会発第0621第1号）」別表1の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については複合施設ごとに80万円以上であること。

（2）協議書類及び提出部数

ア 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号） 3部

イ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

（3）負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

(4) 提出期限

協議書類は、(項) 社会福祉施設整備費分及(項) 介護保険制度運営推進費分とに区分し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局、以下「地方厚生(支)局」という。)あて災害発生の日から30日以内に提出すること。

(5) 協議に当たつての留意すべき事項

ア 被害状況の把握に当たつては、財務省財務局の調査と極端に相違することのないよう的確を期すること。

イ 報告期限については、当該年度における予算執行に当たつての予備費要求等との関連もあるので厳守すること。

3 災害復旧事業の早期着工

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生(支)局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

なお、応急仮工事及び災害復旧工事を行うに当たつては、都道府県(指定都市、中核市)担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないように留意すること。

別 紙

社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設

施設名等	施設名
社会福祉施設等	
保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター（※）
老人保健等施設	介護老人保健施設 介護医療院 訪問看護事業所 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設
女性自立支援施設等	女性自立支援施設 一時保護所 女性相談支援センター
障害者支援施設等	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所

その他の社会福祉施設等

行動援護事業所
短期入所事業所
就労定着支援事業所
自立生活援助事業所
共同生活援助事業所
相談支援事業所
地域活動支援センター
福祉ホーム
社会事業授産施設
隣保館
生活館
生活困窮者・ホームレス自立支援センター
日常生活支援住居施設
盲人ホーム
地域福祉センター
社会福祉士養成施設
介護福祉士養成施設
へき地保健福祉館（※）
在宅複合型施設
小規模多機能型居宅介護事業所
夜間対応型訪問介護事業所
介護予防拠点
地域包括支援センター
定期巡回・随時対応型訪問介護事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所
市町村障害者生活支援センター

（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。